

委 託 契 約 書 (案)

1 委託業務の名称 「令和7年度沖縄長野若者交流事業」委託業務

2 履 行 期 間 契約締結日から令和8年3月20日まで

3 業 務 委 託 料 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額) 円

(注) 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、委託業務料に110分の10を乗じて得た額である。

4 契 約 保 証 金 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部または一部の納付を免除することができる。

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書 通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発 注 者 住 所 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

氏 名 沖縄県知事 玉城 康裕

受 注 者 住 所

氏 名

(総 則)

第1条 発注者（以下「甲」という。）及び受注者（以下「乙」という。）は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）及び、別添1「仕様書」に従い、この契約（この契約書及び仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 乙は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、委託業務実績報告書（以下、「業務実績報告書」という。）を提出するものとし、甲は、その業務委託料を支払うものとする。

3 甲は、その意図する成果を得るため、業務に関する指示を乙又は乙の管理責任者に対して行うことができる。この場合において、乙又は乙の管理責任者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(業務実施計画書の提出)

第2条 乙は、この契約締結後14日以内に仕様書に基づいて、次に掲げる内容を含む業務実施計画書を作成し、甲に提出するものとする。

- 一 事業の内容
- 二 実施方法
- 三 実施体制
- 四 実施スケジュール
- 五 経費積算内訳

2 甲は、必要があると認めるときは、前項の業務実施計画書を受領した日から7日以内に、乙に対してその修正を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第3条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 乙は、業務実績報告書（未完成の業務実績報告書及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(著作権の譲渡等)

第4条 乙は、業務実績報告書が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に甲に無償で譲渡するものとする。

2 甲は、業務実績報告書が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該業務実績報告書の内容を乙の承諾なく自由に公表することができる。

3 甲は、業務実績報告書が著作物に該当する場合には、乙が承諾したときに限り、既に乙が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

4 乙は、業務実績報告書が著作物に該当する場合において、甲が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、甲は、

業務実績報告書が著作物に該当しない場合には、当該業務実績報告書の内容を乙の承諾なく自由に改変することができる。

(一括再委託等の禁止)

第5条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 乙は、甲が委託仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

3 乙は、本契約の委託業務に係る優先交渉権者選定委員会参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。

4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による県の承認を受けなければならない。ただし、甲が仕様書で示した「うち、その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負寄せた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

6 乙が第1項から第4項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負寄せた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(履行報告)

第6条 乙は、仕様書に定めるところにより、契約の履行について甲に報告しなければならない。

(仕様書等の変更)

第7条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書又は業務に関する指示（以下、「仕様書等」という。）の変更内容を乙に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、甲は必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(計画変更の承認等)

第8条 乙は、各号の一に該当するときは、あらかじめ業務実施計画変更申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

一 委託費の経費区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の10分の2以内の流用増減であって、予め甲に報告したものを除く。

二 委託事業の内容を変更しようとするとき。

2 甲は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(乙の請求による履行期間の延長)

第9条 乙は、その責に帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により甲に履行期間の延長変更を請求することができる。

2 前項による履行期間の変更については、甲乙協議して定める。

(一般的損害)

第10条 業務実施報告書の引渡し前に生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、この限りではない。

(第三者に及ぼした損害)

第11条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、甲の指示、貸与品等の性状その他甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担とする。

(履行遅滞の場合における遅延利息)

第12条 乙の責めに帰する理由により、履行期限までに委託業務を完了することができない場合において、履行期限後に完了する見込があると認めたときは、甲は、乙から遅延利息を徴収して履行期限を延長することができる。

2 前項の遅延利息は、延長日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算する。

(委託業務実績報告書等の提出)

第13条 乙は、甲から事業の実施状況の報告を求められたときは、依頼を受けた日から10日以内に甲に提出するものとする。また、委託業務が完了したときは、仕様書に基づく業務実績報告書を業務完了後10日以内に甲に提出するものとする。

2 委託業務実績報告書には、委託業務経費使用明細書（以下、「経費使用明細書」という。）を含めるものとする。

3 経費使用明細書は、業務実施計画書等に記載された経費の内訳に基づいて作成するものとする。

(委託の額の確定及び検査)

第14条 乙は、業務を完了したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

2 甲又は甲が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前条の業務実績報告書の提出を受けた場合、又は通知を受けた日から10日以内に乙の立会いの上、仕様書に定めるところにより、業務の完了を確認するため、当該書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る委託業務が、本契約の内容に適合するものであるかの検査を行う。

3 乙は、業務が前項の検査に合格しないときは、直ちに自己の負担で修補して甲の検査を受けなければならない。

4 甲は、第2項又は前項の検査により、乙の業務が本契約に適合するものであると認められ、委託業務の実施に要した経費の証ひょう、帳簿等の調査の結果、経費の支出状況が適切であると認めた時は、委託金額と委託業務の実施に要した経費の額

のいずれか低い額を支払うべき金額（以下、「確定額」という。）として確定し、これを乙に通知するものとする。

- 5 甲は、前項の委託費の額の確定をした場合において、既にその額を超える委託料が支払われているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。
- 6 甲は、乙が前項に規定する返還を甲の指定する期限内に納付しない場合は、未納に係る金額に対し、その未納に係る期間に応じて年利 3.0%の延滞金を徴収できるものとする。

（業務委託料の支払）

第 15 条 乙は、前条第 4 項の通知を受けた後に、委託料（既に支払い済の額があるときは、当該支払額を控除した額）の支払いを請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に業務委託料を支払わなければならない。
- 3 甲は、乙の請求により必要があると認められる場合は、第 1 項の規定にかかわらず、契約額の 90%の範囲内で乙の概算払請求書により概算払いをすることができる。
- 4 乙は、天変地異、気象条件、運輸機関等における争議行動等の事由により、業務の円滑な実施が不可能となり、または前もって予想される場合、すでに乙が要した費用のみの支払いを原則として、甲乙協議して定めた額を甲に請求することができる。

（第三者による代理受領）

第 16 条 乙は、甲の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 甲は、前項の規定により乙が第三者を代理人とした場合において、乙の提出する支払請求書に当該第三者が乙の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第 14 条の規定に基づく支払をしなければならない。

（契約不適合責任）

第 17 条 甲は、業務実績報告書に当該業務に契約の内容に適合しない部分（以下「不適合部分」という。）があるときは、不適合を知った時から 1 年以内に受注者に対してその旨を通知し、不適合部分の修補、修補に代え損害の賠償、又は修補とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項の規定は、その不適合が発注者の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその指示等が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときはこの限りでない。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第 18 条 乙の責に帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、遅延日数に応じ、年 3.0 パーセントの割合で計算した額とする。

(甲による契約の解除及び違約金)

第 19 条 甲は、次に掲げる一の理由が生じたときは、いつでもこの契約を解除し、また既に支払った委託料がある場合は、その全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

- 一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- 二 その責に帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- 三 乙が管理責任者を配置しなかったとき。
- 四 乙が正当な事由無く解約を申し出たとき。
- 五 本契約の履行に関し、乙またはその使用人等に不正の行為があったとき。
- 六 乙又は乙の役員等が、次の各号のいずれかに該当するものであることが判明したとき、又は次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していることが判明したとき。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）、公共の福祉に反する活動を行う団体、及びその行為者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）
 - イ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団等を利用している者
 - エ 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団等の維持、運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団等であることを知りながらこれらを利用している者
- 七 前各号に定めるもののほか、乙が本契約の規定に違反したとき。

- 2 前項の規定により契約を解除したときは、甲は違約金として、契約保証金を納付している場合、契約保証金を取得し、返還の義務を負わないものとし、契約保証金を免除している場合は、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を乙に請求することができる。
- 3 甲は、第 1 項の規定により契約を解除した場合に生じた損害が、前項の違約金の額を超えるときは、その不足分を乙に請求することができる。

(乙による解除権)

- 第 20 条 乙は、甲がこの契約条項に違反し、その違反によって契約の履行が不可能になったときは、契約を解除することができる。
- 二 乙は前項に定める場合のほか、契約の解除を必要とするときは、甲と協議のうえ契約を解除することができる。
 - 三 第 1 項の規定による契約解除の場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(賠償金等の徴収)

第 21 条 乙が、この契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期日迄に支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払いをする日までの日数

に応じ、年 3.0%の割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(個人情報保護及び沖縄県情報セキュリティ対策基準の遵守)

第 22 条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別添 2「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

2 乙は、この契約による事務の処理にあたっては、甲の定める「沖縄県情報セキュリティ対策基準」を遵守しなければならない。

(労働関係法令の遵守及び調査)

第 23 条 乙は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して前項の状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(帳簿の記載等)

第 24 条 乙は、委託業務の経理状況を明らかにするため、業務実施計画書毎の帳簿を備え、支出額を費目毎、種別毎に区分して記載するとともに、その支出を証する書類を整理し、委託業務が完了した又は第 19 条及び第 20 条に規定する委託業務の廃止の承認を受けた日の属する甲の会計年度である 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間の翌日から 5 年間保管し、甲の要求があるときは、甲の指定する期日までに提出しなければならない。

(善良なる管理者による注意義務)

第 25 条 乙は、本契約に係る業務の履行にあたり、常に善良なる管理者の注意義務をもって、誠実に履行しなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第 26 条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(費用の負担)

第 27 条 この契約に必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(補 則)

第 28 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

別添 2

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(管理及び実施体制)

第4 乙は、個人情報取扱責任者（この契約による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいう。以下同じ。）を明確にし、安全管理上の問題への対応や監督、点検等の個人情報の適正な管理のために必要な措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 乙は、事務従事者（この契約により個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。以下同じ。）を必要最小限の範囲で特定し、特定された事務従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

3 乙は、契約締結後速やかに、個人情報取扱責任者及び事務従事者等の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況等について、書面により甲に報告しなければならない。また、当該事項に変更があった場合も同様とする。

(作業場所の特定・持ち出しの制限)

第5 乙は、この契約により個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を特定し、あらかじめ、書面により甲に報告しなければならない。また、特定した場所を変更しようとするときも同様とする。

2 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、特定した場所から当該個人情報を持ち出してはならない。

(収集の制限)

第6 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの

限りでない。

(事務従事者への周知等)

第9 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、法により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知するとともに、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

(派遣労働者)

第10 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、秘密の保持に係る事項は、第2に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第11 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）については自ら行うものとし、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、個人情報取扱事務を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

(1) 再委託を行う業務の内容

(2) 再委託で取り扱う個人情報

(3) 再委託の期間

(4) 再委託が必要な理由

(5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）

(6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者

(7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）

(8) 再委託の相手方の監督方法（監督責任者の氏名を含む。）

3 乙は、甲の書面による承諾により、再委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を再委託の相手方に講じさせなければならない。

4 乙は、再委託先の当該再委託に係る事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

5 乙は、個人情報取扱事務を再委託した場合には、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第12 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、委託事務完了時に、甲の指示に基づいて、返還、廃棄又は消去しなければならない。

- 2 甲の承諾を得て再委託をした場合には、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。この場合において、回収した資料等の取扱いは前項に準ずるものとする。
- 3 乙は、前2項の規定により個人情報を廃棄する場合には、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 4 乙は、パソコン等に記録された個人情報を第1項及び第2項の規定により消去する場合には、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 5 乙は、第1項及び第2項の規定により個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。
- 6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

（検査及び報告）

第13 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。

- 2 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

（事故報告）

第14 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 乙は、前項の事案が発生した場合（おそれがあるものを含む。次項において同じ。）、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。

（指示及び報告）

第15 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

（契約解除）

第16 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による事務の全部又は一部を解除することができるものとする。

- 2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

（損害賠償）

第17 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

（注） 1 「甲」は委託者（沖縄県）、「乙」は受託者をいう。

- 2 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項を削除するものとする。

別記参考様式 1（第 4 の 2（別記特記事項第 4 及び第 5）関係）

個人情報の管理体制等報告書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所又は所在地
受託者名 氏名又は商号
代表者氏名

〇〇委託業務（委託契約の名称を記載）に関する個人情報の管理体制等について、
下記のとおり報告します。

1 管理責任体制に関する事項

個人情報取扱責任者	（所属・役職）	（氏名）
-----------	---------	------

※個人情報取扱責任者：この委託業務による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいいます。

2 事務従事者に関する事項

事務従事者	（所属・役職）	（氏名）
	（所属・役職）	（氏名）
	（所属・役職）	（氏名）
	（所属・役職）	（氏名）
	（所属・役職）	（氏名）

※事務従事者は、個人情報の取得から廃棄までの事務に従事する全ての者が該当となります。

3 個人情報の保管、管理に関する事項

作業場所	
保管場所及び保管方法	
盗難、紛失等の 事故防止措置等	（具体的に記入すること）

別記参考様式 2（第 4 の 2（別記特記事項第 4 及び第 5）関係）

個人情報の管理体制等変更報告書

年 月 日

沖縄県知事 殿

受託者名 住所又は所在地
氏名又は商号
代表者氏名

〇〇委託業務（委託契約の名称を記載）に関する個人情報の管理体制等について、
下記のとおり変更しました（します）ので報告します。

1 管理責任体制に関する事項

個人情報取扱責任者	（所属・役職）	（氏名）
-----------	---------	------

※個人情報取扱責任者：この委託業務による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいいます。

2 事務従事者に関する事項

事務従事者	（所属・役職）	（氏名）
	（所属・役職）	（氏名）
	（所属・役職）	（氏名）
	（所属・役職）	（氏名）
	（所属・役職）	（氏名）

※事務従事者は、個人情報の取得から廃棄までの事務に従事する全ての者が該当となります。

3 個人情報の保管、管理に関する事項

作業場所	
保管場所及び保管方法	
盗難、紛失等の 事故防止措置等	（具体的に記入すること）

※作業場所及び保管場所の変更にあたっては、あらかじめ報告すること。